

事業者の名称		藪工業株式会社
サービスの種類		特定介護予防福祉用具販売
事業所	名称	クララのおてつだい
	所在地	南砺市山見京願1739番地2 井波ショッピングセンターアスモ1階
	介護保険事業所番号	1671000378
廃止の届出を受理した年月日		令和5年4月14日

富山県告示第229号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和5年5月17日

富山県知事 新 田 八 朗

事業所番号	1671601019	
指定年月日	令和5年5月1日	
申請者	名称	社会福祉法人あいの風福祉会
事業所	所在地	中新川郡上市町中小泉68番地4
	名称	デイサービスひまわり
サービスの種類	通所介護	

事業所番号	1661790038	
指定年月日	令和5年5月1日	
申請者	名称	医療法人社団健心会
事業所	所在地	下新川郡朝日町道下 900番地
	名称	坂東病院訪問看護ステーション
サービスの種類	訪問看護	

事業所番号	1670202942	
指定年月日	令和5年5月1日	
申請者	名称	いろはカンパニー株式会社
事業所	所在地	高岡市石瀬 615番地 1
	名称	いろはケア
サービスの種類	訪問介護	

富山県告示第230号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和5年5月17日

富山県知事 新 田 八 朗

事業者の名称		藪工業株式会社
サービスの種類		福祉用具貸与
事業所	名称	クララのおてつだい
	所在地	南砺市山見京願1739番地2 井波ショッピングセンターアスモ1階
	介護保険事業所番号	1671000360
廃止の届出を受理した年月日		令和5年4月14日

事業者の名称		藪工業株式会社
サービスの種類		特定福祉用具販売
事業所	名称	クララのおてつだい
	所在地	南砺市山見京願1739番地2 井波ショッピングセンターアスモ1階
	介護保険事業所番号	1671000378
廃止の届出を受理した年月日		令和5年4月14日

富山県告示第231号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営千元池地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営千元池地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年5月17日から

令和5年6月14日まで

3 縦覧の場所

氷見市役所

教示

- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第232号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営地ヶ越溜池地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営地ヶ越溜池地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年5月17日から

令和5年6月14日まで

3 縦覧の場所

小矢部市役所

教示

1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第233号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営猪谷池地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営猪谷池地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年5月17日から
令和5年6月14日まで

3 縦覧の場所

小矢部市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

令和5年度登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和5年度登録販売者試験を次のとおり実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項の規定により公示する。

令和5年5月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和5年9月6日（水） 午後0時30分から午後5時30分まで

(2) 試験の場所

富山市友杉1682番地 富山産業展示館（テクノホール）

2 試験方法

筆記試験

3 試験項目

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

4 受験手続き

(1) 受験願書の配布場所

令和5年5月24日（水）から6月16日（金）まで、富山県厚生部薬事指導課並びに富山県内の厚生センター及び厚生センター支所で配布する。（土曜日及び日曜日を除く。）

また、富山県のホームページ（<https://www.pref.toyama.jp>）に掲載する。

(2) 受験願書の受付期間及び受付場所

令和5年6月5日（月）から6月16日（金）（当日消印有効）までに、郵送により指定窓口へ提出すること。

(3) 提出書類

ア 登録販売者試験受験願書

イ 写真

(4) 受験手数料

15,000円（受験手数料相当額の富山県収入証紙を登録販売者試験受験願書に貼付すること。）

5 合格発表

令和5年10月20日（金）午前10時に、富山県庁正面掲示板、富山県内の厚生センター及び厚生センター支所並びに富山県のホームページにおいて、合格者の受験番号を発表する。

また、合格者には、登録販売者試験合格通知書を郵送する。

6 問合せ先

詳細については、富山県のホームページ及び令和5年5月24日（水）より配布

する受験案内を確認すること。